

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

公益財団法人川崎市学校給食会「次期 経営改善及び
連携・活用に関する方針案」の策定について

資 料 次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」
（公益財団法人川崎市学校給食会）

参考資料 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関
する方針案」の策定について

令和4年2月10日

教育委員会事務局健康給食推進室

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」

(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

法人(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
---------	----------------	-----	-----------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

1 法人の事業概要

令和3(2021)年度から特別支援学校を加えた市立小学校・中学校・特別支援学校170校、約11万人のそれぞれの校種ごとの献立に必要な給食物資の調達に関する事業として、安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給しています。また、学校給食費の管理に関する事業として、引き続き、令和2年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理を行います。その他、学校給食実施に寄与する講習会や研究会等を開催する事業、学校給食の普及奨励に必要な事業等を行っています。

2 法人の設立目的

事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的としています。

3 法人のミッション

本市との委託契約により、給食物資の調達購入、物資代金の支払い等の業務を行うことを基本としています。市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めています。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、「学校給食用物資規格基準書」(以下、「規格基準書」)に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食物資を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進していきます。

本市施策における法人の役割

本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29(2017)年12月より中学校全校で完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しています。

本法人は、本市との委託契約により、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っていますが、物資の価格だけでなく、国産食材を基本として様々な食材を使用し、味・品質・安全性等にも考慮するなど、本市の給食献立の方針に適した物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し給食物資を共同購入することにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、市と連携して学校給食に関する事業を行うことにより、本市施策における食育の推進に寄与する役割を担っています。

		政策	施策
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策2-2 未来を担う人材を育成する	施策2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進
	関連する市の分野別計画	かわさき教育プラン【H27～R7】 第4期川崎市食育推進計画【H29～R5】	

現状と課題

1 現状

・令和3(2021)年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食費の徴収(令和3(2021)年度以降の学校給食費に係る未納分の債権管理を含む)及び給食物資の調達については、本市の事業となりました。

・給食物資の調達については、本法人が本市と委託契約を締結し、受託事業として約11万食分の市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給しています。今後においても、学校給食事業の円滑な運営に積極的に関わっていくために、物資の規格管理、衛生管理や情報提供、業者指導の徹底が必要です。

・令和2(2020)年度までの学校給食費に係る債権については、引き続き、本法人が未納金の回収を行います。再三の催告にもかかわらず、所在不明、破産等のやむを得ない事情により回収の見込みがない債権については、「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行うなど、適切に管理しています。

・学校給食実施に寄与する講習会、研究会等を開催する事業及び学校給食の普及奨励に必要な事業は継続して行っています。

2 課題

・給食物資の調達に関する事業については、今後も、本市の規格基準に適した安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給していくという法人の公益的使命を達成していく必要があります。

・学校給食費の未納の債権管理については、過年度分の債権となり、年度を追って回収が困難なものとなるため、本法人としては、催告状の発送や家庭訪問等を行い、より一層、未納の回収に努めていく必要があります。

・これまでも効率的な執行体制を図るため、給食管理システムの導入や電子データの積極的な活用等業務改善に努めてきましたが、今後もより効率的な業務執行に努めていく必要があります。

取組の方向性

1 経営改善項目

・本法人は自主財源の確保や経常利益を上げることを目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。なお、令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金について、回収した未納給食費は市に譲渡することとなります。引き続き学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等により、回収に努めてまいります。

・本法人は、給食物資の調達等、年間約50億円の事業を担っている公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。

・公益財団法人職員としての資質向上を図るため、法人職員対象の研修会への参加、内部研修会を開催し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的に服務チェックシートによる自己検証を行います。

2 連携・活用項目

・今後も、本市の給食運営の方針に沿った安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給するために、規格衛生検査の実施、物資選定に伴う食品成分表、配合内容表の提出を業者に求めていきます。また、学校や学校給食センターからの物資に関する連絡に対しては、給食提供前に速やかに交換、代替品等に対応していくとともに、業者指導を徹底し、学校給食事業の円滑な運営に寄与してまいります。

・給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行、給食食材を活用した食育事業等により、市と連携して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進していきます。

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

(施策推進に向けた事業計画)

・安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めます。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供、給食食材を活用した食育事業等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与します。

(経営健全化に向けた事業計画)

・今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。

(業務・組織に関する計画)

・正確で透明性のある会計処理の確保、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識向上等の取組を推進し、法人組織体制の強化を図ってまいります。

本市施策推進に向けた事業計画

取組No.	事業名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給	給食停止等の発生件数	0	0	0	0	0	件	
		学校給食用物資納入業者登録数	28	28	28	28	28	社	
		物資の交換等による対応数	88	87	84	81	78	件	
		食中毒発生件数	0	0	0	0	0	件	
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	55,356 (5,147,763)	5,843,392 (5,843,392)	5,863,685 (5,863,685)	5,873,078 (5,873,078)	5,845,065 (5,845,065)	千円
②	成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進	食育教材を活用した学校数	—	7	24	114	114	校	
		食育教材を視聴した児童の理解度	—	87	88	88	90	%	

経営健全化に向けた事業計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	安定的・継続的な事業運営	正味財産の推移	266,178	35,999	35,424	35,137	34,993	千円	
		経常収支比率	98	100	100	100	100	%	

業務・組織に関する計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	公益法人会計基準に則った会計処理	公認会計士による定期的なチェックの履行率	100	100	100	100	100	%	
②	職員の資質向上に向けた取組	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	17	17	17	17	17	回	
		サービスチェックシートの正答率	—	100	100	100	100	%	

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名		安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・本法人は市立学校170校、約11万人のそれぞれの校種ごとの統一献立における給食物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給することで、川崎市立学校の給食提供の一翼を担っています。 ・給食物資の安全面では、委託仕様書における規格基準書に基づき、必要物資を登録業者に提示し、入札及び物資選定委員会において、この基準に合格した食材を学校に提供しています。 ・野菜や果物が一部傷んでいたものや物資に梱包材が混入していたもの等、学校や学校給食センターから納品された食材の不具合に関する連絡を受け付け、直ちに状況を確認し、必要に応じ、給食提供前に速やかに交換、代替品等により対応しています。指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。 ・給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を一般検査機関に依頼し、実施しています。 						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、入札及び物資選定委員会を開催することにより、安全・安心で良質な給食物資の供給を目指します。 ・学校給食用物資納入業者登録数については、競争性を保ちつつ、今後も登録業者が規格基準書に定める物資を、本市の学校給食に支障なく納品できる体制を維持するため、現登録業者の運営体制をチェックするほか、新規登録希望業者へも「学校給食用物資納入業者指定登録基準」に合格し、現登録業者と同様の対応ができるか慎重に選考していきます。 ・物資の交換による対応は、今後も一定程度発生していくものと考えておりますが、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への事前の注意喚起や再発防止に対する指導を徹底し、指摘のあった物資の納品業者に対しては、その発生原因の解明と改善策を提出させ、改善策の履行状況を確認することで再発の防止に努めていきます。 ・食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、検査機関に依頼することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでいきます。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	給食停止等の発生件数	0	0	0	0	0	件
	説明	給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数						
	2	学校給食用物資納入業者登録数	28	28	28	28	28	社
	説明	学校給食用物資の入札に参加するために登録された業者の数						
	3	物資の交換等による対応数	88	87	84	81	78	件
	説明	学校や学校給食センターからの連絡により、物資の交換等の対応をした件数						
	4	食中毒発生件数	0	0	0	0	0	件
	説明	給食物資が起因の食中毒発生件数						
	5	事業別の行政サービスコスト	55,356 (5,147,763)	5,843,392 (5,843,392)	5,863,685 (5,863,685)	5,873,078 (5,873,078)	5,845,065 (5,845,065)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)						

本市施策推進に向けた事業計画②

事業名		成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進						
現状		川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だより等の発行と学校への配布、給食食材を活用した食育事業等を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・食育関連事業を継続して実施することで、市施策における食育の推進の一助となるよう努めます。 ・給食物資納入業者等の協力のもと、小学生を対象とした給食物資に関する食育教材を市と連携しながら作成し、GIGA端末等を用いて、より多くの学校に活用してもらえるよう取組を進めていきます。また、教材を視聴した児童にアンケートを実施し、食育教材の成果と課題を検証します。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	食育教材を活用した学校数	-	7	24	114	114	校
		説明 食育教材を活用した学校数						
	2	食育教材を視聴した児童の理解度	-	87	88	88	90	%
		説明 アンケートによる教材視聴者の理解度						

3. 経営健全化に向けた事業計画①

項目名		安定的・継続的な事業運営						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも、コスト意識を持った効率的な事務執行体制の構築を図るため、給食管理システムの導入や送金方法の見直し、電子データの積極的な活用等により業務改善に努めてきました。 ・令和2年度までの学校給食費の剰余分については、公会計化に伴い、学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。 						
行動計画		<p>今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行い、正味財産が目標値を下回らないように維持してまいります。なお、令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、必要に応じて学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等により、引き続き回収に努め、回収した未納給食費は学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。</p>						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	正味財産の推移	266,178	35,999	35,424	35,137	34,993	千円
		説明 コスト意識を持った効率的な事務執行による正味財産の維持						
	2	経常収支比率	98.0	100	100	100	100	%
		説明 経常収益と経常費用の割合						

4. 業務・組織に関する計画①								
項目名		公益法人会計基準に則った会計処理						
現状		本法人は、給食物資の調達や令和2年度以前の学校給食費の未納金の債権管理など、年間約50億円の事業を担い、その収支には複数の職員が関わって厳重なチェックも行い、常に代表理事と業務執行理事の決裁を受けています。給食物資に係る業者への支払い等は全て金融機関を通して行い、公認会計士による通帳の残高チェックも実施しています。また、日々の収支状況については、当会が導入している会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる機能を備えています。						
行動計画		事業の推進にあたっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行っていきます。						
スケジュール		現状値	目標値					
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
指標	1	公認会計士による定期的なチェックの履行率	100	100	100	100	100	%
	説明	公認会計士による定期的なチェックの履行率						

業務・組織に関する計画②								
項目名		職員の資質向上に向けた取組						
現状		公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会に、月1回、各回2人を参加させています。また、職員の資質向上のための内部研修を実施しています。						
行動計画		公益財団法人に関する各種手続を理解することや、法人に関わる最新の情報を入手し迅速な対応を図ることは必要不可欠なことです。引き続き研修会への参加を図ることで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図ります。また、研修に参加した職員が講師になり、他の職員に対してコンプライアンス等に関する研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進していきます。コンプライアンスの推進に当たり、法人職員が留意すべき事項を再確認し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的にチェックシートによる自己検証を行います。						
スケジュール		現状値	目標値					
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
指標	1	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	17	17	17	17	17	回
	説明	各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数						
指標	2	サービスチェックシートの正答率	-	100	100	100	100	%
	説明	法人職員に対し実施するサービスチェックの正答率						

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給					
1 算出方法	給食停止等の発生件数	0	0	件	給食物資が起因となる給食提供停止等の重大事故は、本来起こってはならないものであるため、安全・安心で良質な食材の調達、納品業者への指導、衛生検査の実施等の取組により、毎年発生させないことを目標とするものです。 (参考 H29-R1 発生件数0件)
	給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数				
2 算出方法	学校給食用物資納入業者登録数	28	28	社	競争性が働くためには、より多くの業者が入札に参加することが望ましいですが、物資の安全性の確保等を鑑みると、信頼性における納入業者を確保・維持していくことが重要です。現在、競争性は保たれており、安定的な給食物資の調達が行えているため、今後も現在の登録数を維持していくことを目標とするものです。 (参考 H29:28社、H30:29社、R1:29社)
	学校給食用物資の入札に参加するために、登録された業者の数				
3 算出方法	物資の交換等による対応数	88	78	件	交換理由としては野菜や果物が一部傷んでいたものや天候不順による影響等、やむを得ないものも多くあります。現在も給食提供を停止することなく、必要な対応が図られていますが、製造過程の原因により繰り返されているものなど、再発防止の取組によって改善可能と思われるものが年間約25件程度あることから、これらを4年間で半減させ、学校納入までの安全性を高めることを目標として設定するものです。 (参考:R1:80件、R2:88件、R3見込:90件)
	学校や学校給食センターから、検品時に発見した食材の不具合に関する連絡を給食会が受けた際、物資交換等の対応をした件数				
4 算出方法	食中毒発生件数	0	0	件	給食物資が起因となる食中毒は起こってはならないものであり、毎年発生させないことを目標とするものです。 (参考:H29-R1 発生件数0件)
	給食物資が起因の食中毒発生件数				
5 算出方法	事業別の行政サービスコスト	55,356 (5,147,763)	5,845,065 (5,845,065)	千円	学校給食費の公会計化に伴い、物資購入費は本市から委託料として支出されることとなります。児童生徒数の増に伴い、物資購入費も増加いたしますが、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行に努めることにより、本市財政支出が過剰に増加しないようにすることを目標とするものです。 (参考:H29:52,266千円、H30:56,597千円、R1:68,520千円)
	本市財政支出(直接事業費)				

成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進							
1	算出方法	食育教材を活用した学校数	給食会の限られたマンパワーの中で、より多くの児童に食育の機会が得られるような取組として、各学校の実情に応じて、授業の中や給食時間等の空き時間に活用できるような給食物資に関する食育教材を作成し、その成果を測るための指標として設定するものです。	—	114	校	令和4(2022)年度は栄養教諭が配置されている小学校のうち、各区1校、計7校で活用していただき、その成果や課題を検証します。その後、令和5年度に栄養教諭が配置されている小学校(24校)での活用・検証を経て、令和6年度から小学校全校で活用されることを目標として取り組んでいきます。
	算出方法	食育教材を活用した学校数	給食会の限られたマンパワーの中で、より多くの児童に食育の機会が得られるような取組として、各学校の実情に応じて、授業の中や給食時間等の空き時間に活用できるような給食物資に関する食育教材を作成し、その成果を測るための指標として設定するものです。	—	114	校	令和4(2022)年度は栄養教諭が配置されている小学校のうち、各区1校、計7校で活用していただき、その成果や課題を検証します。その後、令和5年度に栄養教諭が配置されている小学校(24校)での活用・検証を経て、令和6年度から小学校全校で活用されることを目標として取り組んでいきます。
2	算出方法	食育教材を視聴した児童の理解度	食育教材を通じて児童の「食」に関する正しい知識や食習慣の習得に寄与した成果等を測るための指標として設定するものです。	—	90	%	児童への食育の推進に寄与する取組としてより高い成果を上げることを目標とするため、令和7年度までに90%とすることを目標として取り組んでいきます。
	算出方法	食育教材を視聴した児童に対し実施するアンケート結果で、教材の内容が「よくわかった」「どちらかといえばわかった」と回答した割合	食育教材を通じて児童の「食」に関する正しい知識や食習慣の習得に寄与した成果等を測るための指標として設定するものです。	—	90	%	児童への食育の推進に寄与する取組としてより高い成果を上げることを目標とするため、令和7年度までに90%とすることを目標として取り組んでいきます。
経営健全化に向けた事業計画							
指標		指標の考え方		現状値	目標値	単位	目標値の考え方
				令和2(2020)年度	令和7(2025)年度		
安定的・継続的な事業運営							
1	算出方法	正味財産の推移	財務の安全性の維持・向上を図るための指標として設定。正味財産額の推移・状況の把握を通じて、今後の事業活動を安定的・継続的に行っていく財政基盤に懸念がないか、その取組の成果を測るものです。	266,178	34,993	千円	法人の正味財産のうち、学校給食費の剰余金及び令和3(2021)年度以降に回収した令和2(2020)年度以前の未納給食費については、公会計化に伴い、「学校給食運営基金」の原資とするため、市に譲渡しますが、それ以外の正味財産については、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行に努めることにより維持していくことを目標とするものです。 (参考:H29:114,477千円、H30:375,670千円、R1:369,490千円)
	算出方法	指定正味財産額＋一般正味財産額					
2	算出方法	経常収支比率	コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行を図りながら、収支相償・収支均衡を意識した経営を行い、法人として安定的・継続的に事業運営を行っているか、その取組の成果を測るものです。	98	100	%	収支相償・収支均衡の観点から、経常収益と経常費用の割合は限りなく100%に近づけることを目標とするものです。 (参考:H29:100.0%、H30:105.3%、R1:99.9%)
	算出方法	経常収益÷経常費用×100					

業務・組織に関する計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方	
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度			
公益法人会計基準に則った会計処理						
1	<p>公認会計士による定期的なチェックの履行率</p> <p>算出方法 公認会計士による定期的なチェックの履行率</p>	<p>本法人は、給食物資の調達等、年間約50億円の事業を担っている公益財団法人であるため、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを確実に履行し、正確で透明性のある会計処理を行うため、本指標を設定するものです。</p>	100	100	%	<p>コンプライアンスに反する事案は起こってはならないものであり、公認会計士による定期的なチェックの履行は必ず行われなければならないものと考えます。 (参考 H29-R1 履行率100%)</p>
職員の資質向上に向けた取組						
1	<p>法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催</p> <p>算出方法 各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数</p>	<p>公益財団法人の職員としての資質向上を図ることは必須であるため、全国公益法人が開催する研修会への参加回数及び内部研修会の実施回数の実績値により、取組の効果を測るものです。</p>	17	17	回	<p>これまでの取組による実績を踏まえ、現在の職務を遂行しながら、実施可能な回数として、現状値の水準を維持していくことが妥当と考えます。現状の実施回数で法人職員として必要な知識を習得し資質向上につながる効果的な研修を実施することを目標に取り組んでいきます。 (参考 H29:15回、H30:17回、R1:17回)</p>
2	<p>サービスチェックシートの正答率</p> <p>算出方法 法人職員に対し実施するサービスチェックの正答率</p>	<p>コンプライアンスの推進に当たり、法人職員が留意すべき事項を再確認し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的にチェックシートによる自己検証を行い、その正答率により成果を測るものです。</p>	—	100	%	<p>コンプライアンスの推進に当たり、法人職員が留意すべき事項は、すべての職員が理解する必要があることから、チェックシートの職員全員の正答率が100%になることを目標とします。</p>

5. 財務見直し

収支及び財産の状況(単位:千円)		現状	見込み				
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)						
	経常収益	5,056,041	5,808,284	5,861,534	5,881,828	5,891,220	5,863,208
	経常費用(事業費)	5,147,936	5,796,475	5,846,069	5,866,363	5,875,755	5,847,743
	経常費用(管理費)	11,417	11,809	15,465	15,465	15,465	15,465
	うち減価償却費	1,271	1,271	1,271	1,271	1,271	1,271
	当期経常増減額	△103,312					
	経常外収益						
	経常外費用		229,029	1,150	575	288	144
	税引前当期一般正味財産増減額	△103,312	△229,029	△1,150	△575	△288	△144
	当期一般正味財産増減額	△103,312	△229,029	△1,150	△575	△288	△144
(指定正味財産増減の部)							
当期指定正味財産増減額							
正味財産期末残高	266,178	37,149	35,999	35,424	35,137	34,993	
貸借対照表	総資産	604,244	356,007	355,090	354,764	354,743	354,883
	流動資産	598,032	347,822	348,322	349,322	349,823	350,323
	固定資産	6,212	8,185	6,768	5,442	4,921	4,561
	総負債	338,066	315,358	315,591	315,840	316,106	316,390
	流動負債	335,880	312,955	312,955	312,955	312,955	312,955
	固定負債	2,185	2,403	2,636	2,885	3,151	3,435
	正味財産	266,178	37,149	35,999	35,424	35,137	34,993
指定正味財産	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
一般正味財産	265,178	36,149	34,999	34,424	34,137	33,993	
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収益	事業収益	4,978,562	5,745,502	5,794,290	5,814,584	5,823,976	5,795,964
経常費用	基本物資代金支出+副食物資代金支出	5,092,241	5,745,502	5,794,290	5,814,584	5,823,976	5,795,964
総資産	特定資産	914	1,132	1,365	1,614	1,880	2,164
総負債	有利子負債(借入金+社債等)	1,271	1,271	1,271	1,271	1,271	1,271
本市の財政支出等(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金		65,417	4,915	4,204	4,204	4,204	4,204
負担金							
委託料			5,803,369	5,857,183	5,877,477	5,886,869	5,858,857
指定管理料							
貸付金(年度末残高)							
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)							
出捐金(年度末状況)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(市出捐率)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
財務に関する指標		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		178.0%	111.1%	111.3%	111.6%	111.8%	111.9%
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)		0.5%	3.4%	3.5%	3.6%	3.6%	3.6%
経常収支比率(経常収益/経常費用)		98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正味財産比率(正味財産/総資産)		44.1%	10.4%	10.1%	10.0%	9.9%	9.9%
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用		1.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益		1.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
法人コメント					本市コメント		
現状認識	今後の見直し		今後の見直しに対する認識				
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食費の徴収及び給食物資の調達については、市の事業となりました。 ・給食物資の調達については、市と委託契約を締結し、市からの委託料により食材の調達を行うため、給食物資購入に係る収支は一致することとなります。 ・本法人の担う事業の性質上、自主財源の確保や経常利益を上げることが難しく、経常収益はそのほとんどが市からの補助金と委託料となります(収益を伴う事業は納品書の売上があるが、補助金で相殺される。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3(2021)年度からの学校給食費の公会計化に伴い、令和2(2020)年度までに本法人が徴収・管理してきた過年度の学校給食費の剰余金については、「学校給食運営基金」の原資とするため、市に譲渡します。また、令和2(2020)年度以前の学校給食費の過年度未納金についても、引き続き回収に努め、各年度中に回収した未納給食費は、翌年度、市に譲渡します。 ・当法人は自主財源の確保や経常利益を上げることが目的としておらず、経常収益はそのほとんどが市からの補助金と委託料となりますが、引き続き、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行ってまいります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・当法人は安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に調達するという公益的使命を果たすことで、1日約11万食にも及ぶ本市学校給食の根幹を支えてきた、給食の円滑な実施に不可欠な法人です。しかし、当法人の事業内容には収益性がなく、基本財産も少額で運用収入による独立採算を求めるとも困難であるため、引き続き、市からの補助金及び委託料により、組織運営に必要な人件費、事務経費等を執行してまいります。 ・令和2(2020)年度までに法人が徴収・管理してきた過年度の学校給食費の剰余金及び令和3(2021)年度以降に回収した令和2(2020)年度以前の未納給食費を、市が受け入れ、「学校給食運営基金」に積み立てることによる正味財産の減少はございますが、今後も効率的・合理的な事務執行に努めることで、安定的・継続的な事業運営の維持に努めていきたいと考えております。 				

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(1) 出資法人改革の経緯

本市では、平成14（2002）年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきた。

その一方で近年、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国からの通知（詳細は次頁参照）において、効率化・経営健全化と活用の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきていることから、平成16（2004）年度に策定した「出資法人の経営改善指針」について、平成30（2018）年度に「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」と改め、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくこととした。

【出資法人の統廃合等】

- ・ 出資率25%以上の法人数 38法人（H14（2002）年度）⇒ 21法人（R3（2021）年度） ※神奈川県住宅供給公社を除く

【財政的関与の見直し】

- ・ 出資率25%以上の法人への補助金 5,933百万（H14（2002）年度決算）⇒ 1,068百万（H29（2017）年度）⇒ 1,391百万（R2（2020）年度決算）

【派遣職員の引上げから再開】

- ・ 出資率25%以上の法人への職員派遣 218人（H14（2002）年度）⇒ 0人（H26（2014）年度）⇒ 2人（R3（2021）年度）

【市退職職員の再就職規制等の見直し】（令和元（2019）年度以降）

- ・ 離職時に課長級以上の職員で、一定の権限を有する者についても、選考委員会による客観的・専門的な審議を十分に行うこと等を条件として、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供し、再就職することを可能とする。
- ・ 出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」の両立を図っていくため、マネジメントの強化が求められており、その役職や責任に見合った報酬（限度額 年額500万⇒700万）の支給を可能とし、役員業績評価の導入を推進。

【経営目標の設定・評価・公表プロセスの見直し】

- ・ 平成29（2017）年度までの法人主体による「経営改善計画」の策定・評価・公表プロセスから、平成30（2018）年度以降、市が主体となった「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定・評価・公表プロセスに見直し。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(2) 出資法人を取り巻く状況（H26.8.5_総務省自治財政局_第三セクター等の経営健全化等に関する指針等の概況）

- ・総務省が平成21（2009）年度から取り組んできた第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は当初の予定どおり平成25(2013)年度末で終了。
- ・平成26（2014）年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
- ・人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活用が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、効率化・経営健全化と地域の元気創造の両立を図ることも重要。

■留意点1 経営状況等の把握、評価

- ・地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況、財政的リスク等について、適切に把握した上で、継続的に評価を行うことが必要
- ・第三セクター等の経営状況等について把握、評価を行った結果、経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要

■留意点3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

- ・第三セクター等は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任は経営者に帰する。
- ・役職員の選任について、人材を広く求め、民間の経営ノウハウ等の知見を有する者が積極的に登用されるよう努める。
- ・役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要

■留意点2 議会への説明と住民への情報公開

- ・地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類等を報告・公表することに加え、その経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なりリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要

■留意点4 公的支援（財政支援）の考え方

- ・第三セクター等の経営は自助努力により行われるべきであるが、その収入を持って充てることが適当でない又は能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが困難な経費について、公的支援を行う。
- ・公的支援を行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性を有する損失補償は行うべきではない。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(3) 方針策定の趣旨

■「川崎市行財政改革第3期プログラム」上の位置づけ

出資法人の経営改善及び連携・活用については、行財政改革第3期プログラム上、改革の取組の一つとして、次のとおり方向性を示しており、その中で「各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うこと」を明確化している。

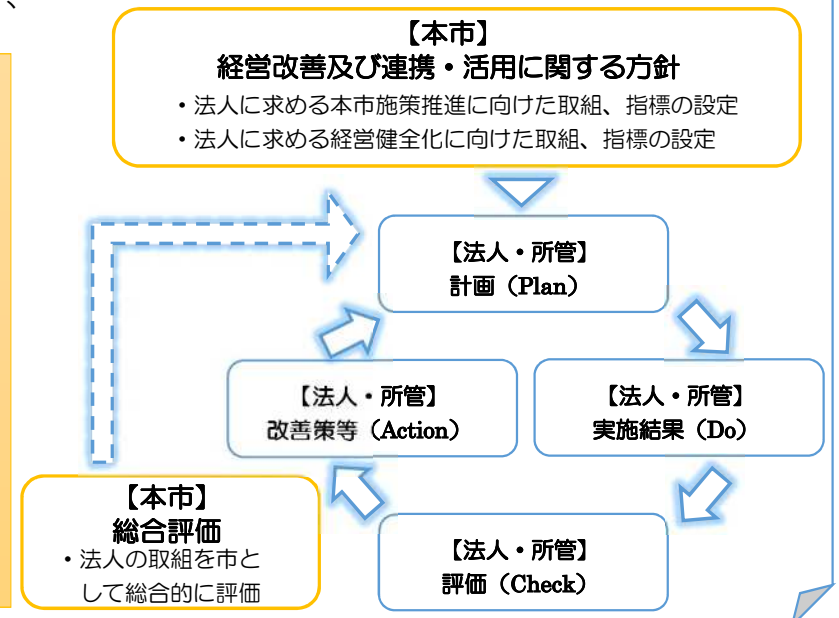
- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組む。
- ・各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図る。

■「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における考え方

これまでの出資法人改革の経緯、取り巻く状況の変化を受け、上記指針の中で、経営改善及び連携・活用の方法について、次のとおり規定している。

- ・本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下方針）を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。
- ・その策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。
- ・毎年度、方針に沿った法人の計画（Plan）の取組状況（Do）を本市及び各法人が点検・評価（Check）するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等（Action）を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

【PDCAサイクル】



次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(参考資料) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財)川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健所環境保健課	(公財)川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財)川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財)川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(1) 現行方針の構成

- ・ 現行の方針については、最初の2頁で方針全体の内容を簡潔に把握できるようにしている。
- ・ 1頁目で法人の概要と本市施策における役割、関連する市の計画、現状と課題、取組の方向性を示しており、2頁目で本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画として「本市施策推進に向けた事業計画」「経営健全化に向けた事業計画」「業務・組織に関わる計画」ごとに取り組むべき事業・項目とその指標、4カ年の目標を概括できるようにしている。
- ・ 3頁目以降では、当該取り組むべき事業・項目ごとに、その現状と行動計画、指標とその説明、当該指標の現状値と目標値を確認できるようにしている。
- ・ 方針の最終頁では、各法人の経常収支、投資収支、財務収支に係る4カ年の資金計画を確認できるようにしている。

《現行方針の様式イメージ》

経営改善及び連携・活用に関する方針 (平成30(2018)年度～平成33(2021)年度)				1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画 4カ年計画の目標							2. 本市施策推進に向けた事業計画①						3. 本市施策推進に向けた事業計画②						資金計画表 [平成30年度～令和3年度]				
法人名(団体名)	所管課	1頁		2頁							3頁～						最終頁										
法人の取組と関連する計画		市総合計画と連携する計画等		基本政策		施策		事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)							事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)						法人名						
法人の取組と関連する計画		分野別計画		事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)							事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)						法人名										
現状と課題		事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)							事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)						法人名												
取組の方向性		事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)							事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)						法人名												
(1) 経営改善項目		事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)							事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)						法人名												
(2) 本市における法人との連携・活用		事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)							事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)						法人名												

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(2) 現行の取組評価から見えてきた課題

現行の方針について、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度と取組評価を行ってきた中で、次期方針策定に向けて、社会状況の変化や本市施策の進展、記載内容の妥当性等、次のとおり課題となる事項が想定される場所である。

■課題1 現行の方針策定時からの本市施策における法人の役割の変遷

- ・ 現行の方針を策定した平成30（2018）年8月から、社会状況の変化や本市施策の進展がある中、各法人に求められる役割についても変遷がないか確認が必要である。
- ・ 特に、令和2（2020）年3月に策定した民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく一層の民間活用の推進や関連施策における市と出資法人の役割分担の見直し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた法人事業のあり方見直し等の検討が必要である。

■課題2 各取組事業・項目の次期方針策定における妥当性

- ・ 「本市施策推進に向けた取組事業」については、法人が行う事業（次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業を含む）を網羅しているか、各事業の規模が独立して目標管理するのに相応しいものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ 「経営健全化に向けた取組項目」については、各法人の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等を踏まえた包括的な内容となっているか等の確認が必要である。
- ・ 「業務・組織に関する取組項目」については、コンプライアンスの遵守等目標管理に馴染まないものではなく、「経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、効率的・効果的な事業実施や運営体制の構築・強化など、各出資法人の取組として優先して行う内容となっているか等の確認が必要である。

■課題3 各取組事業等の指標及び目標値の次期方針策定における妥当性

- ・ 各取組事業等の指標については、現行の方針では、アウトカムとアウトプット指標があり、経営健全化指標についても率と額の指標に偏りがあるなど、当該事業等の結果や成果を評価するものとして、より目的に合致したものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ また、インプット指標である事業別の行政サービスコストについても、より実態に即した捉え方の検討が必要である。
- ・ 各指標の目標値の設定については、新型コロナウイルス感染症の影響も想定されるため、経年での現状把握を行い、各取組事業等の実施により、発現を目指す結果や成果について、合理性と実現性を考慮したものとなっているか等の確認が必要である。

■課題4 次期方針策定における将来の経営状況等の見通しの把握方法

- ・ 現行の方針策定時に作成した「資金計画表」と取組評価時に作成する「法人情報シート」の財務状況の関連性を整理（後掲・参考資料1参照）するとともに、その財務指標等から「経営健全化に向けた取組項目」を設定する仕組みとする必要がある。

■課題5 次期方針の取組期間中における目標変更の取扱いの明確化

- ・ 次期方針の取組期間中に、想定外の社会状況の変化や本市施策の進展があった場合、実施する指定管理事業の管理者や実施内容に大幅な変更があった場合等で各取組事業等の適切な方向付けが困難な場合には、目標変更を要することを明確化する必要がある。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(3) 上記課題を踏まえた対応の方針

平成30(2018)年度～令和2(2020)年度 of 取組評価等を通じて、(2) のとおり見えてきた課題について、次のとおり方針を整理し、次期方針策定において、対応していくものとする。

■方針1 川崎市総合計画 第3期実施計画等の策定と連動した本市施策における法人の役割の確認

- 本市施策における法人の役割の確認にあたっては、法人の設立目的やミッション、存続意義等を踏まえつつ、市総合計画上の関連する政策・施策の方向性はもとより、関連する分野別計画の内容等も考慮した上で、行うものとする。
- 法人自ら施策上の位置づけや経営面、業務・組織等の現状を明らかにするとともに、課題を抽出し、その課題に対する今後4年間の取組の方向性と具体的な取組・目標を明確化するものとする。

■方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関する優先的取組の反映

- 本市施策推進に向けた取組事業の網羅性については、出資法人の現況との照合のほか、次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業等が包含されているか、確認を行うとともに、各事業の規模を踏まえた整理・統合も検討するものとする。
- 経営健全化に向けた取組項目については、各法人の収益性・安全性・自立性を表す財務指標等を参考に、法人の種別や財務構造なども踏まえ、各法人の経営状況等の将来見通しを考慮の上、より包括的な内容となるようにする。
- 業務・組織に関する取組項目については、「経営改善及び連携・活用に関する指針」等に基づき、昨今の社会情勢の変化等に応じた事業見直しや将来の法人運営のための人材育成等、各法人の取組として優先して行う項目を設定(後掲・参考資料2参照)する。

■方針3 各取組事業等の指標の合目的性及び目標値の合理性・実現性の確認

- 各取組事業等の指標については、現行の指標の他に総量と差分といったような視点も加え想定しうる指標との比較検討を行い、より目的に合致したものとなるようにするとともに、経営健全化指標については、効率性と規模感を把握する観点から、率と額の両面から捉えるようにし、事業別の行政サービスコストについては、より直接的かつ的確な投入費用の捉え方とし、効果分析を行う(後掲・参考資料3参照)ものとする。
- 各指標の目標値の合理性・実現性については、現行の方針の策定・取組期間(H29～R2)における実績把握の下、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理した上で、各取組事業等により、発現を目指す結果や成果について見込むものとする。

■方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出

- 各法人の直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等については、H28～R2の5か年の推移を確認するとともに、次期取組期間(R4～7)における経常的・投資的・財務的な動きを踏まえ、将来見通しを算出するものとする。

■方針5 次期取組期間中における目標変更の可能性の確認

- 次期取組期間中における目標変更の可能性については、関連する分野別計画の改定予定や実施する指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定し、各取組事業等の適切な方向付けが困難となる場合には、目標変更を要することをあらかじめ明示する。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料1) 各法人の経営状況等の確認と将来見通しの捉え方〔課題4関係〕

① 従前の資金計画表が意図していたこと (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・ 前回方針策定時に作成した資金計画表は、期間中、各法人において、いつ・いくらの・どういった種類のお金が入金になるか、また、どのような内容の支出が、いつ・いくら必要となるかを表にしたもの。
- ・ 資金計画表は、法人の活動を「経常収支」、「投資収支」、「財務収支」の3つに区分して表示。
- ・ 「経常収支」には、収入として事業収入や補助金収入等、支出として事業費、管理費等を計上。また、資金収支が発生しない減価償却費等は控除。
- ・ 「投資収支」には、固定資産の取得や売却に係る収支、定期預金の預入や満期に伴う収支等を計上。
- ・ 「財務収支」には、借入の実行や返済による収支、利息の支払による支出等を計上。

② 取組評価時の財務状況の記載項目との相違

- ・ 上記資金計画表が各年度の資金収支に着目していたのに対し、評価時の財務状況は実際の決算数値を用い、その収益状況、資産債務の状況、市の財政支出、財務指標、法人及び市の評価を総合的に表示したものであり、比較が困難であった。

③ 方針と評価で連動した経営状況把握手法の確立

- ・ 方針策定から取組評価まで連動した経営状況の把握手法とするため、旧「資金計画表」を改め、評価時の財務状況の記載項目を基本に、事業収益や人件費、特定資産、有利子負債等をその他主たる勘定科目として特記する様式とする。

資金計画表 〔平成30年度～令和3年度〕					取組評価時の財務状況の記載項目				
法人名					●法人情報				
					(1)財務状況				
					収支及び財産の状況(単位:千円)				
					正味財産増減の部				
					(-)一般正味財産増減の部				
					経常収益				
					経常費用				
					当期経常増減額				
					当期一般正味財産増減額				
					(指定正味財産増減の部)				
					当期指定正味財産増減額				
					正味財産期末残高				
					総資産				
					流動資産				
					固定資産				
					総負債				
					流動負債				
					固定負債				
					正味財産				
					一般正味財産				
					指定正味財産				
					エラーチェック				
					本市の財政支出等(単位:千円)				
					補助金				
					委託料				
					指定管理料				
					貸付金(年度末残高)				
					損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
					出捐金(年度末状況)				
					(市出捐率)				
					財務に関する指標				
					流動比率(流動資産/流動負債)				
					正味財産比率(正味財産/総資産)				
					正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)				
					総資産回転率(経常収益/総資産)				
					収益に占める市の財政支出割合((補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)				
					法人コメント		本市コメント		
					現状課題		今後の取組の方向性		
					本市が今後法人に期待することなど				

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料2) 業務・組織に関する取組項目への優先的取組の反映イメージ〔方針2関係〕

① 旧経営改善計画での「業務・組織に関する取組」の位置づけ (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・旧経営改善計画では、業務・組織に関する取組について、業績目標や「財務の改善」を実行するために、主に業務の見直しの観点と組織・人員の観点から、抜本的な経営改善につながる施策を検討することとしてきた。
- ・具体的には、業務の能率向上、組織体制の見直し、人事給与制度及び研修制度の見直し、適正な業務運営、透明性の高い法人運営などの項目設定と、その指標についても、人事給与制度の改革、人件費比率の低減、正規職員・市派遣職員の削減、事業評価制度の導入、業務・組織の最適化などを参考に計画を策定することとした。

② 「経営改善及び連携・活用に関する指針」上の業務・組織に関する取組

- ・指針上、出資法人が取り組む課題として「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組のほか、効率的・効果的な事業実施、運営体制等の構築・強化、本市に準じた取組の推進、情報公開の推進、監査の実施など(右表大項目)が挙げられている。
- ・そのうち、本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組に当たらないもの、(数値による)毎年度の目標管理に適したものを選択すると右表小項目のとおりとなる。

指針上の取組(大項目)	業務・組織に関する取組(小項目)
効率的・効果的な事業実施	事業の抜本的な見直し、業務プロセスの可視化等
運営体制等の構築・強化	簡素・効率的な運営体制、役職員の選任・採用、役員の報酬、職員の人事・給与制度、職員の人材育成
本市に準じた取組の推進	契約、広報
情報公開の推進	情報開示、インターネットの活用
監査の実施	監査体制の強化、外部監査の実施

③ 上記業務・組織に関する取組の体系からの項目及び指標設定イメージ

- ・次期方針策定においては、旧経営改善計画から「業務」「組織」の観点を踏襲しつつ、指針に掲げられている取組(小項目)を基本に分類分けを行った右表の取組項目及び指標例にならって、各法人において優先的に取り組むべき事項を選定する方法が考えられる。

	取組項目	指標例
業務	事業見直し・業務改善	事業の縮小・廃止、業務フローの作成等
	情報公開	規定資料の開示率、インターネットの活用率等
組織	運営体制	役職員数、プロパー比率、民間出身者比率等
	役員報酬・職員給与体系	業績評価導入状況、勤務形態の弾力化等
	人材育成	役職員の研修参加率、資格取得率等
	監査体制	外部監査の実績数・反映実績等

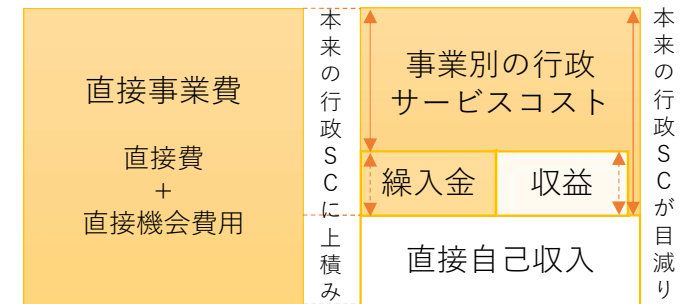
次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料3) 本市施策推進に向けた取組事業における事業別の行政サービスコストの捉え方〔方針3関係〕

① 現行の事業別の行政サービスコストの考え方 (H24.3_経営改善計画の手引(評価編)より)

- ・事業別の行政サービスコストとは、実施している事業単位に着目して算出するもので、各事業の成果に対してどの程度のコストが発生しているかを明らかにするもの。直接事業費から直接自己収入を控除した差額を事業別の行政サービスコストという。
- ・直接事業費は「各事業に直接的に関連づけられるコスト」をいう。財団法人の事業費と管理費・機会費用のうち事業に直接的に関連づけられるもの、株式会社の売上原価・販管費・機会費用等のうち直接的に関連づけられるものが該当。
- ・機会費用とは「団体が市から有利な取扱い(市有財産の減免等)を受けている場合に、そのために住民が負担することとなるコスト」をいう。
- ・直接自己収入は「事業に直接的に関連づけられる自己収入」をいう。この自己収入とは「出資法人が市以外の者から得た収入」のことで、各事業で受益者負担の原則に基づき得た収入や国・県からの補助金収入などが該当。自己収入に該当しないものとしては川崎市からの補助金、受託収入、指定管理料収入、特定預金取崩収入、繰入金収入などが当たる。



② 事業別の行政サービスコストの算定上の課題

- ・事業別の行政サービスコスト = 直接事業費 - 直接自己収入 (前期繰越額や特定資産からの繰入金等は含まれず、逆に収益となるような自己収入は含まれる) であるため、本来の本市の財政支出以上又は以下の値となり、正確に支出額を表せないことがあった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入」「機会費用」等の考え方が分かりづらいという課題があった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられないコストや自己収入」である間接費や間接自己収入が見えづらい仕組みとなっていた。

③ 新たな事業別の行政サービスコストの捉え方

- ・これまでどおり「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入、繰入金等」を捉えながらも、本市からの補助金、受託収入、指定管理料などの財政支出も直接的に捉えることとする。それによって、本市の財政支出の単純な増減だけでなく、直接事業費に占める本市の財政支出の割合など、本項の主旨である費用対効果や本市への依存度等をよりの確に把握できるようになる。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコスト」には、実際に費用が生じていない機会費用は計算上積み上げないものの、そのあり方は別途適切に加味するものとする。
- ・間接費や間接自己収入の評価については、経営状況の将来見通しと確認を行う中で、一層の効率化や確保を図っていくものとする。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料4) 川崎市行財政改革推進委員会の審議結果（方針策定にいただいた主な意見とその対応状況）

開催回数・年月日	主な意見要旨	対応状況
第1回委員会 (2021.5.13)	<ul style="list-style-type: none"> ①指標の確認における総量と差分といった視点について ②法人の業務内容による目標設定等における新型コロナウイルス感染症の影響の類型化について ③経営状況の見通しにおける新型コロナウイルス感染症の影響をどのように適切に補正するかについて ④法人のビジョンと経営状況の見通しをつなげて構想する必要性について ⑤各出資法人の存続意義を定期的に見直す必要性について ⑥目標変更の基準の明確化、透明化の必要について 	<ul style="list-style-type: none"> ①方針策定の考え方の対応方針に、<u>指標の検討の視点として総量と差分の考え方を追加</u> ②目標値の設定について、<u>新型コロナウイルス感染症の影響からの回復等を事業ごとに整理することを明確化</u> ③経営状況の見通しについては、直近5か年の推移の確認と次期取組期間における財務的な動きを踏まえる中で、<u>新型コロナウイルス感染症の影響も適切に補正するよう所管局と共有</u> ④経営健全化に向けた取組項目については、各法人の経営状況の見通しを考慮の上、策定することを想定 ⑤法人の役割の確認にあたっては、<u>その存続意義も踏まえて行うことを明示</u> ⑥目標変更の可能性については、<u>関連する分野別計画の改定や指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定</u>
第2回委員会 (2021.12.24)	<ul style="list-style-type: none"> ①行政サービスコストや機会費用の考え方への理解について ②各法人の役割の確認における時代の変化への考え方が整理されているかについて（土地開発公社、文化財団等） ③新型コロナウイルス感染症への現状認識と取組の方向性の記載について（国際交流協会等） ④現状値を下回る目標値の設定理由について（国際交流協会等） ⑤産業振興財団の財団全体の収益の目標値の設定根拠について ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名について ⑦公園緑地協会の収益事業の今後の方向性について ⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方の判定時期について ⑨目標変更の可能性の明示と運用について 	<ul style="list-style-type: none"> ①本市財政支出を直接的に捉えながらも、<u>直接事業費に占める割合や直接自己収入の獲得、機会費用も別途適切に加味していく必要を改めて周知</u> ②法人の役割の確認にあたっては、<u>社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き行っていくことを再確認</u> ③新型コロナウイルス感染症に対する現状認識と取組の方向性の記載が不足している法人については、その内容を追加 ④⑤各事業計画の行動計画に理由の概略と指標一覧の目標値の考え方に理由の詳細を明示 ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名を修正 ⑦⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方、収益事業の今後の方向性については、<u>次期取組期間中に考え方を整理する旨を明示</u> ⑨目標変更については、<u>可能性があるものを予め明示するが、予見しえない場合についても、公平・公正に運用がされるよう留意</u>

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

3 方針の策定スケジュール

次期方針の策定スケジュールについては、以下のとおり行財政改革第3期プログラムの策定と連動したものとする。

